

【本則関係】

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（本則第一条関係）．．．．． 1

○航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（本則第二条関係）．．．．． 9

○海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（本則第三条関係）．．．．． 20

○労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（本則第四条関係）．．．．． 38

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（本則第五条関係）．．．．． 40

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（本則第六条関係）．．．．． 42

○労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（本則第七条関係）．．．．． 44

○最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（本則第八条関係）．．．．． 49

○船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（本則第九条関係）．．．．． 51

○勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（本則第九条関係）．．．．． 53

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（本則第九条関係）．．．．． 54

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（本則第九条関係）．．．．． 55

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（本則第十条関係）．．．．． 57

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（本則第十一条関係）．．．．． 59

【附則関係】

○海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（附則第十条関係）．．．．． 61

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（附則十一条関係）．．．．． 62

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第百五十七号）（附則十二条関係）．．．．． 63

○水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）（附則第十三条関係）．．．．． 65

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第百十号）（附則第十四条関係）．．．．． 66

○国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第百七十九号）（附則第十四条関係）．．．．． 69

○旅行業法（昭和二十七年法律第百三十九号）（附則第十四条関係）．．．．． 77

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）（附則第十五条関係）．．．．． 93

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（附則第十六条関係）．．．．． 96

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十七条関係）．．．．． 98

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）．．．．． 99

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）	．．．．．	110
○国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）（附則第二十一条関係）	．．．．．	103
○外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（附則第二十二条関係）	．．．．．	106
○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（附則第二十三条関係）	．．．．．	108
○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第二十四条関係）	．．．．．	109
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第二十五条関係）	．．．．．	110
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第二十六条関係）	．．．．．	111
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（附則第二十七条関係）	．．．．．	111
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第二十八条）	．．．．．	112
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第二十九条関係）	．．．．．	113
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（附則第三十条関係）	．．．．．	114

(注) 最低賃金法の下段（現行欄）は、最低賃金法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十九号）により改正された後の条項を掲げたものである。

(注) 住民基本台帳法の下段（現行欄）は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百四十四号）により改正された後の条項を掲げたものである。

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章 総則（第一条）	第一章 総則（第一条）
第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務	第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 国土交通省の設置（第二条）	第一節 国土交通省の設置（第二条）
第二節 国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）	第二節 国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章 本省に置かれる職及び機関	第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職（第五条）	第一節 特別な職（第五条）
第二節 審議会等	第二節 審議会等
第一款 設置（第六条）	第一款 設置（第六条）
第二款 国土審議会（第七条―第十二条）	第二款 国土審議会（第七条―第十二条）
第三款 社会資本整備審議会（第十三条）	第三款 社会資本整備審議会（第十三条）
第四款 交通政策審議会（第十四条）	第四款 交通政策審議会（第十四条）
第五款 運輸審議会（第十五条―第二十六条）	第五款 運輸審議会（第十五条―第二十六条）
第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条の二）	第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条の二）
第四節 地方支分部局（第三十条―第四十条）	第四節 地方支分部局（第三十条―第四十条）
第四章 外局	第四章 外局
第一節 設置（第四十一条）	第一節 設置（第四十一条）
第二節 観光庁（第四十二条―第四十四条）	第二節 観光庁（第四十二条―第四十四条）
第三節 気象庁	第三節 気象庁
第一款 任務及び所掌事務（第四十五条―第四十七条）	第一款 任務及び所掌事務（第四十五条―第四十七条）
第二款 地方支分部局（第四十八条―第五十一条）	第二款 地方支分部局（第四十八条―第五十一条）
第四節 運輸安全委員会（第五十二条）	第四節 運輸安全委員会（第五十二条）
第五節 海上保安庁（第五十三条）	第五節 海上保安庁（第五十二条）
附則	附則
（任務）	（任務）

第一章 総則（第一条）	第一章 総則（第一条）
第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務	第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 国土交通省の設置（第二条）	第一節 国土交通省の設置（第二条）
第二節 国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）	第二節 国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章 本省に置かれる職及び機関	第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職（第五条）	第一節 特別な職（第五条）
第二節 審議会等	第二節 審議会等
第一款 設置（第六条）	第一款 設置（第六条）
第二款 国土審議会（第七条―第十二条）	第二款 国土審議会（第七条―第十二条）
第三款 社会資本整備審議会（第十三条）	第三款 社会資本整備審議会（第十三条）
第四款 交通政策審議会（第十四条）	第四款 交通政策審議会（第十四条）
第五款 運輸審議会（第十五条―第二十六条）	第五款 運輸審議会（第十五条―第二十六条）
第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条）	第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条）
第四節 地方支分部局（第三十条―第四十条）	第四節 地方支分部局（第三十条―第四十条）
第四章 外局	第四章 外局
第一節 設置（第四十一条）	第一節 設置（第四十一条）
第二節 船員労働委員会（第四十二条―第四十四条）	第二節 船員労働委員会（第四十二条―第四十四条）
第三節 気象庁	第三節 気象庁
第一款 任務及び所掌事務（第四十五条―第四十七条）	第一款 任務及び所掌事務（第四十五条―第四十七条）
第二款 地方支分部局（第四十八条―第五十一条）	第二款 地方支分部局（第四十八条―第五十一条）
第四節 海上保安庁（第五十二条）	第四節 海上保安庁（第五十二条）
第五節 海難審判庁（第五十三条）	第五節 海難審判庁（第五十三条）
附則	附則
（任務）	（任務）

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)

十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。

十六 七十四 (略)

七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

七十六 九十五 (略)

九十六 九十九 (略)

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

百一 百十 (略)

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

百十二 百十七 (略)

百十八 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）第九条に規定する事務

百十九 百二十三 (略)

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)

十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第百号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。

十六 七十四 (略)

七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること。

七十六 九十五 (略)

九十六 船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること。

九十七 百 (略)

百一 百十 (略)

百十一 航空事故の原因及び航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びに航空事故の兆候についての必要な調査に関すること。

百十二 百十七 (略)

百十八 百二十二 (略)

百二十四～百二十八 (略)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
(略)	(略)
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
(略)	(略)

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船員法（

百二十三 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号） 第八条の三に規定する事務
百二十四～百二十八 (略)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
(略)	(略)
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
航空・鉄道事故調査委員会	航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律百十三号）
(略)	(略)

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 観光立国推進基本法（平成十八年法律第十七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員

昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

(組織)

第十六条 (略)

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

(委員の任期)

第十九条 (略)

2 (略)

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする

及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

(組織)

第十六条 (略)

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員の任期)

第十九条 (略)

2 (略)

第二十七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、小笠原総合事務所

小笠原総合事務所
海難審判所

(海難審判所)

第二十九条の二 海難審判所については、海難審判法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第一百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2| 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3| (略)

(地方航空局)

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（運輸安全委員会の行

とする。

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2| (略)

(地方航空局)

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（航空・鉄道事故調査

う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

第四十一条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、次の外局を置く。

観光庁
気象庁

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

運輸安全委員会
海上保安庁

第二節 観光庁

(長官)

第四十二条 観光庁の長は、観光庁長官とする。

(任務)

第四十三条 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

第四十一条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、船員労働委員会を置く。

2 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、気象庁を置く。

3 前二項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

海上保安庁
海難審判庁

第二節 船員労働委員会

(任務)

第四十二条 船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の実施、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四十三条 船員労働委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船員の労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すること。
- 二 船員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認

定、命令、和解及び再審査に関すること。

三 船員の労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。

四 前三号に定めるもののほか、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）並びにこれらに基づく命令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

五 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、国土交通大臣の諮問に応じて最低賃金に関する重要事項（船員に係るものに限る。）を調査審議すること。

六 前号に規定する重要事項に関し、国土交通大臣に意見を述べること。

七 国土交通大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の施行又は改正に関する事項（船員に係るものに限る。）を調査審議すること。

（組織）

第四十四条 船員労働委員会は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

（所掌事務）
第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二十一号から第二十三号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、船員労働委員会の組織については、労働

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十六号、第一百十九号から第二百二十二号まで、第二百二十四号から第二百二十六号まで及び第二百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(管区气象台等)

第四十九条 管区气象台等(管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第二十号、第二百一十一号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第二百二十二号及び第二百二十八号に掲げる事務(海洋气象台の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

28 (略)

第四節 運輸安全委員会

第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五節 海上保安庁

第五十三条 (略)

組合法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十六号、第一百十八号から第二百一十一号まで、第二百二十四号から第二百二十六号まで及び第二百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(管区气象台等)

第四十九条 管区气象台等(管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第十九号、第二十号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第二百一十一号及び第二百二十八号に掲げる事務(海洋气象台の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

28 (略)

第四節 海上保安庁

第五十二条 (略)

第五節 海難審判庁

第五十三条 海難審判庁については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">運輸安全委員会設置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第三條―第十七條）</p> <p>第三章 事故等調査（第十八條―第二十五條）</p> <p>第四章 勧告及び意見の陳述（第二十六條―第二十八條）</p> <p>第五章 雑則（第二十九條―第三十三條）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。</p> <p>（削る）</p>	<p style="text-align: center;">航空・鉄道事故調査委員会設置法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、航空事故及び鉄道事故の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行わせるとともに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空・鉄道事故調査委員会を設置し、もつて航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 国土交通省に、航空・鉄道事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

(定義)

第二条 (略)

- 2| この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一| 航空事故
 - 二| 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）
- 3| (略)
- 4| この法律において「鉄道事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一| 鉄道事故
 - 二| 鉄道事故の兆候（鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）
- 5| この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一| 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
 - 二| 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷
- 6| この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一| 船舶事故
 - 二| 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）
- 7| この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

(定義)

第二条の二 (略)

- 2| この法律において「航空事故の兆候」とは、機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。
- 3| この法律において「航空事故等」とは、航空事故及び航空事故の兆候をいう。
- 4| (略)
- 5| この法律において「鉄道事故の兆候」とは、鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。
- 6| この法律において「鉄道事故等」とは、鉄道事故及び鉄道事故の兆候をいう。

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第四条 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、そのことを任務とする。

(所掌事務)

第五条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。
- 二 (略)

三 鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

四 (略)

五 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し勧告すること。

(所掌事務)

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。

二 (略)

三 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

四 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

五 (略)

六 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。

七 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について勧告すること。

八 航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第六条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 委員のうち五人は、非常勤とする。

3・4 (略)

(委員長及び委員の任命)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二～四 (略)

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機

関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

六 前三号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)又は

八 航空事故及び鉄道事故の防止並びにこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について建議すること。

九 (略)

(職権の行使)

第四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3・4 (略)

(委員長及び委員の任命)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二～四 (略)

五 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)又は

使用人その他の従業者

(任期)

第九条 (略)

2 (略)

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(罷免)

第十条 国土交通大臣は、委員長又は委員が第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 (略)

(会議)

第十一条 (略)

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 (略)

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第七條第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(服務)

第十二条 (略)

(給与)

第十三条 (略)

(専門委員)

第十四条 (略)

使用人その他の従業者

(任期)

第七条 (略)

2 (略)

(罷免)

第八条 国土交通大臣は、委員長又は委員が第六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 (略)

(会議)

第九条 (略)

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 (略)

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第五條第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(服務)

第十条 (略)

(給与)

第十一条 (略)

(専門委員)

第十二条 (略)

(職務従事の制限)

第十五条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等、鉄道事故等又は船舶事故等（以下「事故等」という。）の原因（航空事故、鉄道事故又は船舶事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。第二十五条第一項第四号において同じ。）に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査（以下「事故等調査」という。）に従事させてはならない。

2 (略)

(規則の制定)

第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸安全委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

第三章 事故等調査

(事故等調査)

第十八条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第五条第一号及び第二号に規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

(職務従事の制限)

第十三条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故等又は鉄道事故等（以下「事故等」という。）の原因（航空事故又は鉄道事故については、これらの事故に伴い発生した被害の原因を含む。以下同じ。）に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該事故等に関する調査（以下「事故等調査」という。）に従事させてはならない。

2 (略)

(事務局)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 事務局の内部組織は、国土交通省令で定める。

(事故等調査)

第十五条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第三条第一号から第三号までに規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

四 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五 八 (略)

三 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第四号に掲げる処分をさせることができる。

四 前項の規定により第二項第四号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

五 (略)

(調査等の委託)

第十九条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十三条において同じ。）、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2・3 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若

三 事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者又は軌道経営者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者若しくは鉄道事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

四 七 (略)

三 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第三号に掲げる処分をさせることができる。

四 前項の規定により第二項第三号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

五 (略)

(調査等の委託)

第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2・3 (略)

(事故等の発生の通報)

第十六条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若

しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第二十一条 国土交通大臣（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官）は、同法第十九条の規定により船舶事故等について報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

（国土交通大臣の援助）

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十八条第二項第四号に掲げる処分をさせることができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十八条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十八条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

（関係行政機関等の協力）

第二十三條 (略)

（原因関係者等の意見の聴取）

第二十四條 委員会は、事故等調査を終える前に、原因関係者に対し、

しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により事故等について報告があつたとき、又は事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

（国土交通大臣の援助）

第十七條 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十五条第二項第三号に掲げる処分をさせることができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十五条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十五条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

（関係行政機関等の協力）

第十八條 (略)

（原因関係者等の意見の聴取）

第十九條 委員会は、事故等調査を終える前に、当該事故等の原因に関

意見を述べる機会を与えなければならない。

2 (略)

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故等、旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶について発生した船舶事故等であつて一般的関心を有するものについては、前項の意見聴取会を開かなければならない。

(報告書等)

第二十五条 (略)

2 前項の報告書には、少数意見を付記するものとする。

3 (略)

第四章 勧告及び意見の陳述

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 (略)

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者

係があると認められる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 (略)

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故等又は旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等であつて一般的関心を有するものについては、前項の意見聴取会を開かなければならない。

(報告書等)

第二十条 (略)

2 前項の報告書には、少数意見を附記するものとする。

3 (略)

(勧告)

第二十一条 委員会は、事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

2 (略)

に勧告することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十八条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第五章 雑則

(政令への委任)

第二十九条 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第三十条 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十二条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(罰則)

第三十一条 第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項又は第二十二條第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

(建議)

第二十二條 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故若しくは鉄道事故の防止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に建議することができる。

(政令への委任)

第二十三条 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第二十四条 何人も、第十五条第二項若しくは第三項又は第十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(罰則)

第二十五条 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第二項第一号若しくは第二号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

- 二 第十八条第二項第四号、同条第三項若しくは第二十二条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者
- 三 第十八条第二項第五号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者
- 四 第十八条第二項第六号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者
- 五 第十八条第二項第七号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第三十三条 (略)

- 二 第十五条第二項第三号、同条第三項若しくは第十七条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者
- 三 第十五条第二項第四号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者
- 四 第十五条第二項第五号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者
- 五 第十五条第二項第六号、同条第三項又は第十七条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第二十七条 (略)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>海難審判法 目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 海難審判所の組織及び管轄 第一節 組織（第七条―第十五条） 第二節 管轄（第十六条―第十八条） 第三章 補佐人（第十九条―第二十三条） 第四章 審判前の手続（第二十四条―第二十九条） 第五章 審判（第三十条―第四十三条） 第六章 裁決の取消しの訴え（第四十四条―第四十六条） 第七章 裁決の執行（第四十七条―第五十一条） 第八章 雑則（第五十二条―第五十七条） 附則 第一章 総則</p>	<p>海難審判法目次 第一章 総則 第二章 海難審判庁の組織及び管轄 第三章 補佐人 第四章 審判前の手続 第五章 地方海難審判庁の審判 第六章 高等海難審判庁の審判 第七章 海難審判庁の裁決に対する訴 第八章 裁決の執行 第九章 雑則 附則 海難審判法 第一章 総則</p>

(目的)

第一条 この法律は、職務上の故意又は過失によつて海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もつて海難の発生防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- 二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷
- 三 船舶の安全又は運航の障害

(懲戒)

第一条 この法律は、海難審判庁の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその発生防止に寄与することを目的とする。

第二条 左の各号の一に該当する場合には、この法律による海難が発生したものとする。

- 一 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
- 二 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。
- 三 船舶の安全又は運航が障害されたとき。

第三条 海難審判庁の審判においては、左の事項にわたつて、海難の原因が、探究されなければならない。

- 一 人の故意又は過失に因つて発生したものであるかどうか。
- 二 船舶の乗組員の員数、資格、技能、労働条件又は服務に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。
- 三 船体若しくは機関の構造、材質若しくは工作又は船舶のぎ装若しくは性能に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。
- 四 水路図誌、航路標識、船舶通信、気象通報又は救難施設等の航海補助施設に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。
- 五 港湾又は水路の状況に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。

第四条 海難審判庁は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

第三条 海難審判所は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。第八条及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

（懲戒の種類）

第四条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、行為の軽重に従つてこれを定める。

一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を含む。第四十九条及び第五十一条において同じ。）の取消し

二・三 （略）

（懲戒免除）

第五条 海難審判所は、海難の性質若しくは状況又はその者の経歴その他の情状により、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

（裁決の効力）

第六条 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできない。

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第一節 組織

（設置）

② 海難審判庁は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

③ 海難審判庁は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。

第五条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、所為の軽重に従つてこれを定める。

一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を含む。以下同じ。）の取消し

二・三 （略）

第六条 海難審判庁は、第四条第二項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の経歴その他の情状に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

第七条 海難審判庁は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできない。

第二章 海難審判庁の組織及び管轄

第七条 国土交通省に、特別の機関として、海難審判所を置く。

(任務)

第八条 海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第九条 海難審判所は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

第八条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、海難審判庁を置く。

第八条の二 海難審判庁は、海難の原因を明らかにし、もつてその発生
の防止に寄与することを任務とする。

第八条の三 海難審判庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

第九条 海難審判庁は、地方海難審判庁及び高等海難審判庁の二とする。

② 地方海難審判庁の名称、位置及び管轄区域並びに高等海難審判庁の位置は、政令でこれを定める。

③ 沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁には、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖縄県の区域内に、支部を設けることができる。

④ 前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第九条の二 各地方海難審判庁に庁長を、高等海難審判庁に長官を置く。

② 高等海難審判庁長官は、海難審判庁審判官又は海難審判庁理事官の経歴を有する者の中から、国土交通大臣が、これを任命する。

③ 地方海難審判庁長は、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

(海難審判所長)

第十条 海難審判所の長は、海難審判所長とし、審判官をもつて充てる。

(地方海難審判所)

第十一条 海難審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置く。

2 地方海難審判所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(審判官及び理事官)

第十二条 海難審判所に審判官及び理事官を置く。

2 理事官は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することをつかさどる。

3 審判官及び理事官は、海難の調査及び審判を行うについて必要な法律及び海事に関する知識経験を有する者として政令で定める者の中から、国土交通大臣がこれを任命する。

4 審判官及び理事官の定数は、政令でこれを定める。

(職権の行使)

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。

④ 前条第三項の支部に支部長を置き、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

第十条 海難審判庁に海難審判庁審判官、海難審判庁理事官、海難審判庁副理事官及び海難審判庁事務官を置く。

② 理事官（海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官をいう。以下同じ。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することを掌る。但し、海難審判庁副理事官は、審判の請求については、第十六条第一項但書の規定により一名の海難審判庁審判官で行う審判に関してのみその職務を行うことができる。

③ 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁の事務を掌る。

④ 海難審判庁審判官及び理事官は、政令の定める一定の資格を有する者の中から、高等海難審判庁長官がこれを任命する。

⑤ 海難審判庁審判官及び理事官の定数は、政令でこれを定める。

第十一条 審判官（高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。

以下同じ。)は、独立してその職権を行う。

第十二条 削除

第十三条 各海難審判庁(高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。)に海難審判庁書記を置き、海難審判庁事務官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

② 海難審判庁書記は、審判官の命を受けて、事件に関する書類の作成、保管及び送達に関する事務を掌る。

第十三条の二 各海難審判庁に廷吏を置き、海難審判庁の職員の中から、各海難審判庁の長(第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)が、これを命ずる。

② 廷吏は、審判官の命を受けて、審判廷の秩序の維持に当る。

第十四条 各海難審判庁に政令の定める員数の参審員を置き、その職務に必要な学識経験を有する者の中から、各海難審判庁の長が、これを命ずる。

② 参審員は、原因の探究が特に困難な事件の審判に参加する。

③ 審判に参加する参審員の審判手続上の職務及び権限は、審判長以外の審判官と同一とする。

第十四条の二 海難審判庁に、海難審判理事所を置く。

② 海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

③ 海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十五条 地方海難審判庁は、第一審の審判を行い、高等海難審判庁は、第二審の審判を行う。

(構成)

第十四条 海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。

2 地方海難審判所において、審判官は、事件が一名の審判官で審判を行うことが不相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う旨の決定をすることができ。

3 合議体で審判を行う場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

(国土交通省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十六条 地方海難審判庁は、審判官三名を以て構成する合議体で審判

を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判庁は、国土交通省令の定めるところにより、理事官の請求に基いて、一名の審判官で審判を行う。

② 前項但書の請求は、受審人の同意を得なければ、これを行うことができない。

③ 高等海難審判庁は、審判官五名を以て構成する合議体で審判を行う。

④ 各海難審判庁は、国土交通省令の定めるところにより、第十四条第二項に規定する事件については、第一項本文又は前項に規定する審判官及び各海難審判庁の長の指定する参審員二名を以て構成する合議体で審判を行う。

⑤ 第一項本文、第三項及び前項の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

第十七条 削除

第十八条 削除

第二節 管轄

(事件の管轄)

第十六条 審判に付すべき事件のうち、旅客の死亡を伴う海難その他の国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは、当該海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所（海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所）が管轄する。

- 2 同一事件が二以上の地方海難審判所に係属するときは、最初に審判開始の申立てを受けた地方海難審判所においてこれを審判する。
- 3 国外で発生する事件の管轄については、国土交通省令の定めるところによる。

(事件の移送)

第十七条 地方海難審判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつてこれを当該事件を管轄する地方海難審判所に移送しなければならない。

- 2 前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。
- 3 第一項の場合には、事件は、初めから移送を受けた地方海難審判所に係属したものとみなす。

(管轄の移転)

第十八条 理事官又は受審人は、国土交通省令の定めるところにより、海難審判所に管轄の移転を請求することができる。

- 2 海難審判所長は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便益があると認めるときは、管轄を移転することができる。

第十九条 審判に付すべき事件の管轄権は、海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所に属する。但し、海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所に属する。

- 2 同一事件が二以上の地方海難審判所に係属するときは、最初に審判開始の申立てを受けた地方海難審判所においてこれを審判する。
- 3 国外で発生する事件の管轄については、政令の定めるところによる。

第二十条 地方海難審判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定を以てこれを管轄する地方海難審判所に移送しなければならない。

- 2 前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。
- 3 第一項の場合には、事件は、初めから移送を受けた地方海難審判所に係属したものとみなす。

第二十一条 理事官又は受審人は、国土交通省令の定めるところにより、高等海難審判所に管轄の移転を請求することができる。

- 2 高等海難審判所長は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便益があると認めるときは、決定を以て管轄を移転することができる。

第二十一条の二 第十六条第一項但書の規定により一名で審判を行う審判官は、事件が一名の審判官で審判を行うに不適當であると認めるときは、同項本文に規定する合議体で審判を行う旨の決定をすることが

第三章 補佐人

(補佐人の選任)

第十九条 (略)

(補佐人の権限)

第二十条 補佐人は、この法律に定めるもののほか、国土交通省令の定める行為に限り、独立してこれを行うことができる。

(補佐人の要件等)

第二十一条 補佐人は、海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。ただし、海難審判所の許可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

(海事補佐人の義務)

第二十二条 (略)

2 (略)

(海事補佐人に対する監督)

第二十三条 海事補佐人は、海難審判所長の監督を受ける。

第四章 審判前の手続

できる。

第二十二條 海難審判庁の事務処理に関する事項は、国土交通省令でこれを定める。

第三章 補佐人

第二十三条 (略)

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、国土交通省令の定める行為に限り、独立してこれを行うことができる。

第二十五條 補佐人は、高等海難審判庁に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、海難審判庁の許可を受けたときは、この限りでない。

② (略)

第二十六條 (略)

② (略)

第二十七條 海事補佐人は、高等海難審判庁長官の監督を受ける。

第四章 審判前の手続

第二十八條 海上保安官、管海官庁、警察官及び市町村長は、第二條各

(海難の発生の通報)

第二十四条 国土交通大臣（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官）は、同法第十九条の規定により海難について報告があつたとき、又は海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

(理事官による調査)

第二十五条 理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事実があつたことを認知したときは、直ちに、事実を調査し、かつ、証拠を集取しなければならない。

(理事官の義務)

第二十六条 (略)

(調査のための処分)

第二十七条 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、次の処分をすることができる。

号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官に報告しなければならない。

第二十九条 領事官は、国外で第二条各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、証拠を集取し、海難審判理事所の理事官に報告しなければならない。

第三十条 地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事実があつたことを認知したときは、直ちに、事実を調査し、且つ、証拠を集取しなければならない。

第三十一条 (略)

第三十二条 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、左の各号の処分をすることができる。

一〇三 (略)

四 国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官その他の関係行政機関に対して報告又は資料の提出を求めること。

五 (略)

2 (略)

(審判開始の申立て)

第二十八条 理事官は、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであると認めるときは、海難審判所に対して、その者を受審人とする審判開始の申立てをしなければならぬ。ただし、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立てをすることはできない。

2 前項の申立ては、海難の事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容を示して、書面でこれをしなければならぬ。

(通告)

第二十九条 理事官は、国土交通省令の定めるところにより、審判開始の申立てをした旨を受審人に通告しなければならない。

第五章 審判

一〇三 (略)

四 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。

五 (略)

2 (略)

(審判開始の申立て)

第三十三条 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めるときは、地方海難審判庁に対して、審判開始の申立てをしなければならぬ。ただし、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立てをすることはできない。

2 前項の申立ては、海難の事実を示して、書面でこれをしなければならぬ。

3 理事官は、事件について第一項の申立てをしなかつたときは、国土交通省令で定めるところにより、調査の結果を記載した報告書を作成し、海難審判理事所に提出しなければならない。

4 海難審判理事所は、前項の報告書を高等海難審判庁に送付しなければならない。

第三十四条 理事官は、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであると認めるときは、その者を前条第二項の書面に受審人として示さなければならない。

2 理事官は、前項の場合においては、国土交通省令の定めるところにより、審判開始の申立てをした旨を受審人に通告しなければならない。

第五章 地方海難審判庁の審判

(審判の開始)

第三十条 海難審判所は、理事官の審判開始の申立てによつて、審判を開始する。

(審判の公開)

第三十一条 (略)

(審判長等の権限)

第三十二条 審判長又は審判を開始した一名の審判官は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

2 審判長又は審判を開始した一名の審判官は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。

(受審人の尋問)

第三十三条 海難審判所は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することができる。

(口頭弁論)

第三十四条 裁決は、口頭弁論に基づいてこれをしなければならぬ。ただし、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。

(証拠の取調べ)

第三十五条 海難審判所は、申立てにより又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。

2 海難審判所は、第一回の審判期日前においては、次の方法以外の方法により、証拠を取り調べるできない。

一・二 (略)

三 国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官そ

第三十五条 地方海難審判庁は、理事官の審判開始の申立てに因つて、審判を開始する。

第三十六条 (略)

第三十七条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

② 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。

第三十八条 地方海難審判庁は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することができる。

第三十九条 受審人があるときは、裁決は、口頭弁論に基づいてこれをしなければならぬ。但し、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。

第四十条 地方海難審判庁は、申立に因り又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。

② 地方海難審判庁は、第一回の審判期日前においては、左の方法以外の方法により、証拠を取り調べるできない。

一・二 (略)

三 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。

意又は過失の内容を明らかにし、かつ、証拠によつてこれらの事実を認め、理由を示さなければならぬ。ただし、海難の事実がなかつたと認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。

(裁決の告知)

第四十二条 裁決の告知は、審判廷における言渡しによつてこれをする。

(国土交通省令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審判の手續に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

、証拠によつてその事実を認め、理由を示さなければならぬ。ただし、海難の事実がなかつたと認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。

第四十四条 裁決の告知は、審判廷における言渡しによつてこれをする。

第四十五条 この法律に定めるものの外、地方海難審判庁の審判の手續に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第六章 高等海難審判庁の審判

第四十六条 理事官又は受審人は、地方海難審判庁の裁決に対して、国土交通省令の定めるところにより、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができ、

② 補佐人は、受審人のため、独立して前項の請求をすることができ、
。但し、受審人の明示した意思に反してこれをすることはできない。

③ 第一項の請求は、裁決の言渡の日から七日以内にこれをしなければならぬ。

④ 第一項又は第二項の規定により第二審の請求をすることができ、
は、その責に帰することのできない事由により、前項の期間以内に、
第二審の請求をすることができなかつたときは、その事由がやんだ後
七日以内に限り、これを行うことができる。

第四十七条 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取り消すことができる。

第四十八条 高等海難審判庁は、第二審の請求の手續がその規定に違反

したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならない。

第四十九条 高等海難審判庁は、地方海難審判庁が不法に審判開始の申立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判庁に差し戻さなければならぬ。

第五十条 高等海難審判庁は、地方海難審判庁が第四十一条各号の一に該当する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつたときは、裁決を以てこれを棄却しなければならない。

第五十一条 高等海難審判庁は、前三条の場合を除いては、本案について更に裁決をしなければならない。

第五十二条 高等海難審判庁の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を準用する。

第七章 海難審判庁の裁決に対する訴

第五十三条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

② 前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

③ (略)

④ 地方海難審判庁の裁決に対しては、訴を提起することができない。

第五十四条 前条第一項の訴においては、高等海難審判庁長官を被告とする。

第六章 裁決の取消しの訴え

(裁決の取消しの訴え)

第四十四条 裁決の取消しの訴えは、東京高等裁判所の管轄に専属する。

2 前項の訴えは、裁決の言渡しの日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

3 (略)

(被告適格)

第四十五条 前条第一項の訴えにおいては、海難審判所長を被告とする。

第五十五条 削除

(裁決の取消し)
第四十六条 (略)

- 2 前項の場合には、海難審判所は、更に審判を行わなければならない。
- 3 裁判所の裁判において裁決の取消しの理由とした判断は、その事件について海難審判所を拘束する。

第七章 裁決の執行

(裁決の執行時期)
第四十七条 (略)

(裁決の執行者)

第四十八条 海難審判所の裁決は、理事官が、これを執行する。

(免許取消しの裁決の執行)

第四十九条 免許の取消しの裁決があつたときは、理事官は、海技免状（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第七項において読み替えて準用する同法第七条第一項の承認証を含む。次条及び第五十一条において同じ。）若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、これを国土交通大臣に送付しなければならない。

(業務停止の裁決の執行)

第五十条 (略)

(海技免状等の無効の告示)

第五十六条 (略)

- ② 前項の場合には、高等海難審判庁は、更に審判を行わなければならない。
- ③ 裁判所の裁判において裁決取消の理由とした判断は、その事件について高等海難審判庁を拘束する。

第八章 裁決の執行

第五十七条 (略)

第五十八条 高等海難審判庁の裁決は、海難審判理事所の理事官が、地方海難審判庁の裁決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官が、これを執行する。

第五十九条 免許の取消しの裁決があつたときは、理事官は、海技免状（船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第七項において読み替えて準用する同法第七条第一項の承認証を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、これを国土交通大臣に送付しなければならない。

第六十条 (略)

第五十一条 免許の取消し又は業務の停止を言い渡された者が理事官に海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を差し出さないとときは、理事官は、その海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状の無効を宣し、これを官報に告示しなければならない。

第六十一条 免許の取消し又は業務の停止を言い渡された者が理事官に海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を差し出さないとときは、理事官は、その海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状の無効を宣し、これを官報に告示しなければならない。

第六十二条 審判長は、勧告をする旨の裁決があつたときは、勧告書を作成して、これを理事官に交付しなければならない。

② 理事官は、前項の勧告書を裁決書の謄本とともに勧告を受くべき者に送付しなければならない。

③ 理事官は、国土交通省令の定めるところにより、勧告する旨の裁決の内容を公示しなければならない。

第六十三条 裁決による勧告を受けた者は、その勧告を尊重し、努めてその趣旨に従い必要な措置を執らなければならない。

② 理事官は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて執つた措置について報告を求めることができる。

第八章 雑則

第九章 雑則

第六十三条の二 高等海難審判庁は、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止のため講ずべき施策についての意見を述べることができる。

(証人等の費用)

第五十二条 (略)

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第五十三条 (略)

第六十四条の二 (略)

(行政不服審査法による申立て)

第五十四条 (略)

(国土交通省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、海難審判所の事務処理その他この法律の施行に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(過料)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 海難審判所から受審人として再度の召喚を受け、正当の理由がないのに出頭しない者
- 二 海難審判所から証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を尽さない者
- 三 海難審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 四 海難審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

第五十七条 第三十二条第二項の規定による審判長又は審判を開始した一名の審判官の命令に従わなかつた者は、これを十万円以下の過料に処する。

第六十四条の三 (略)

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、非訟事件手続法により、三千円以下の過料に処する。

- 一 海難審判所から受審人として再度の召喚を受け、正当の理由がないのに出頭しない者
- 二 海難審判所から証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を尽さない者
- 三 海難審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 四 海難審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

第六十六条 第三十七条第二項の規定による審判長の命令に従わなかつた者は、非訟事件手続法により、これを千円以下の過料に処する。

改 正 案

現 行

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

（争議行為の届出義務）

第九条 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事に届け出なければならない。

（争議行為の届出義務）

第九条 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に關しては地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）。以下同じ。）に届け出なければならない。

（調停を行うべき場合）

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

（調停を行うべき場合）

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

一 四 （略）

一 四 （略）

五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会

五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣（船員法の適用を受ける船員に關し

に対して、調停の請求がなされたとき。

第三十五条の二 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

③ (略)

ては国土交通大臣。以下同じ。)又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

第三十五条の二 (略)

② 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。)の意見を聞かなければならない。

③ (略)

改 正 案

現 行

<p>（労働時間） 第六十条（略） ②・③（略） ④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならぬ。</p>	<p>（労働時間） 第六十条（略） ②・③（略） ④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の議を経なければならぬ。</p>
<p>第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。</p>	<p>第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。</p>
<p>第七十九条の二 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。</p>	<p>第七十九条の二 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。</p>
<p>（就業規則の監督） 第九十九条（略） ② 国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、その変更を命ずることができる。</p>	<p>（就業規則の監督） 第九十九条（略） ② 国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働委員会（船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、その変更を命ずることができる。</p>
<p>第一百二条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間を生じた労働関係に関する紛争（労働関係調整法第六条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第</p>	<p>第一百二条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間を生じた労働関係に関する紛争（労働関係調整法第六条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第</p>

一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が指名するあつせん員があつせんを委任されたものを除く。）の解決について、あつせんすることができる。

（交通政策審議会等の権限）

第一百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

② 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（船員の申告）

第一百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

② （略）

読み替えられた同法第五条第一項の規定により船員地方労働委員会があつせんを委任されたものを除く。）の解決について、あつせんすることができる。

（船員労働委員会の権限）

第一百十条 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

② 船員労働委員会は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（船員の申告）

第一百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長、船員労務官又は船員労働委員会にその事実を申告することができる。

② （略）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 交通政策審議会等への諮問等（第九十五条） 第五章・第六章（略） 附則</p> <p>（船員派遣事業の許可） 第五十五条（略） 2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第四章 交通政策審議会等への諮問等</p> <p>（交通政策審議会等への諮問等） 第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は交通政策審議会の、地方運輸局長は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「地方審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 交通政策審議会又は地方審議会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。</p> <p>3 前二項の規定による所掌事務を行うため必要があるときは、交通政策審議会は国土交通大臣に、地方審議会は地方運輸局長に、資料の提供を求めることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行うため、交通政策審議会の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 船員労働委員会への諮問等（第九十五条） 第五章・第六章（略） 附則</p> <p>（船員派遣事業の許可） 第五十五条（略） 2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第四章 船員労働委員会への諮問等</p> <p>（船員労働委員会への諮問等） 第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は船員中央労働委員会の、地方運輸局長は船員地方労働委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。</p> <p>3 前二項の規定による所掌事務を行うため必要があるときは、船員中央労働委員会は国土交通大臣に、船員地方労働委員会は地方運輸局長に、資料の提供を求めることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行うため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に</p>

議を招集しなければならない。

5 | 一回以上、会議を招集しなければならない。
第一項及び第二項の規定による所掌事務を行わせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。

改 正 案	現 行
<p>（労働委員会） 第十九条（略）</p> <p>2 労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（中央労働委員会の委員の任命等） 第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号））第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 3 6（略）</p>	<p>（労働委員会） 第十九条（略）</p> <p>2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、都道府県労働委員会及び船員地方労働委員会とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（中央労働委員会の委員の任命等） 第十九条の三（略）</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号））第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 3 6（略）</p>

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第六項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(船員労働委員会)

第十九条の十三 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員を除く。以下この項において同じ。)に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。

2| 船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織する。

3| 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

4| 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に関する規定(第十九条の二、第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第六項(第十九条の三第六項ただし書を準用する部分に限る。)、第二十四条第二項、第二十四条の二第一項、第二項、第四項ただし書及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十

2 (合議体等)
第二十四条の二 (略)

三の規定を除く。)は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第五項中「七人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、前条第一項中「都道府県知事の所轄の下に」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。)及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五条第一項中「特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替えるものとする。

5 | 前条第五項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

2 (合議体等)
第二十四条の二 (略)

3 | 船員中央労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

3| 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

4| 労働委員会は、前三項の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続（第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。

5| (略)

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第二十七条の二十五 労働委員会がする処分（第二十四条の二第四項の

4| 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、第二項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

5| 労働委員会は、前各項（第十九条の十三第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続（第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。

6| (略)

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第二十七条の二十五 労働委員会がする処分（第二十四条の二第五項の

規定により公益委員がする処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第二十七条の二十六 労働委員会がした処分(第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第二十七条の二十六 労働委員会がした処分(第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、<u>交通政策審議会</u>又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。</p> <p>4 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、<u>同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による<u>交通政策審議会等の意見に基づき</u>、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間に限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。</p> <p>6 第十条第二項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、<u>交通政策審議会等</u>が行う。</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、<u>船員中央労働委員会</u>又は<u>船員地方労働委員会</u>（以下「船員労働委員会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。</p> <p>4 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による<u>船員労働委員会</u>の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、<u>同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による<u>船員労働委員会の意見に基づき</u>、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間に限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。</p> <p>6 第十条第二項の規定は、前項の規定による<u>船員労働委員会</u>の意見の提出があつた場合について準用する。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、<u>船員労働委員会</u>が行う。</p>

第三十七条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第二十五条第五項及び第六項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

第三十七条 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、国土交通大臣が任命する。

4 第二十五条第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

5 第二十五条第五項及び第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

○船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本計画）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、五年ごとに、<u>交通政策審議会</u>の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（実施計画）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、毎年、<u>交通政策審議会</u>の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の変更）</p> <p>第八条 国土交通大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、<u>交通政策審議会</u>の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（船員災害防止規程の認可）</p> <p>第二十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、<u>交通政策審</u></p>	<p>（基本計画）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、五年ごとに、<u>船員中央労働委員会</u>の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（実施計画）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、毎年、<u>船員中央労働委員会</u>の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の変更）</p> <p>第八条 国土交通大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、<u>船員中央労働委員会</u>の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（船員災害防止規程の認可）</p> <p>第二十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、<u>船員中央労働</u></p>

議会の意見をきかなければならない。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十三条 交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、国土交通大臣に建議することができる。

働委員会の意見をきかなければならない。

(船員中央労働委員会への諮問等)

第六十三条 船員中央労働委員会は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 船員中央労働委員会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、国土交通大臣に建議することができる。

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第二十条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第六条第一項、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第七条第三項及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第十三条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第二十条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関しては、第六条第一項、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第七条第三項及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第十三条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法の適用を受ける船員（以下この条において「船員」という。）に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては）」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣（内閣総理大臣にあつては、）」と、「貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に」とあるのは「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条、次条並びに第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、次条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第十六条 船員法の適用を受ける船員（以下この条において「船員」という。）に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては）」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣（内閣総理大臣にあつては、）」と、「貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に」とあるのは「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条、次条並びに第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、次条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。</p> <p>2 5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例） 第六十条（略）</p> <p>2 船員等に関しては、第二条第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項、第六条第一項第二号及び第三号（第十二条第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項、第七条（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号及び第三項、第十一条第二項第一号及び第二号並びに第三項、第十二条第三項、第十五条第三項第一号及び第四項、第十六条の二第二項、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第五項、第二十条第二項、第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十三条、第二十九条、第五十七条、第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第二項第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十七条中「第三項第一号、第十七条第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三項第一号」と、「第二十三条並びに第三十九条第</p>	<p>（船員に関する特例） 第六十条（略）</p> <p>2 船員等に関しては、第二条第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項、第六条第一項第二号及び第三号（第十二条第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項、第七条（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号及び第三項、第十一条第二項第一号及び第二号並びに第三項、第十二条第三項、第十五条第三項第一号及び第四項、第十六条の二第二項、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第五項、第二十条第二項、第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十三条、第二十九条、第五十七条、第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第二項第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十七条中「第三項第一号、第十七条第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三項第一号」と、「第二十三条並びに第三十九条第</p>

一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）とする。」

一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）とする。」

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（船員に関する特例）

（船員に関する特例）

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、前章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合

4 | 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 | 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 | 第二十条及び第二十二條から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条、第二十二條、第二十三条及び第二十六条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項及び第四項」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

<p>（船員に関する特例）</p> <p>第二十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名を受けてあつせん員が行うあつせんについては、第六条から第十九条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第一項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名するあつせん員にあつせんを行わせるため、二年ごとに、学識経験を有する者のうちからあつせん員候補者三人以上を委嘱し、あつせん員候補者名簿を作成しておかなければならない。</p> <p>4 第九条及び第十二条から第十九条までの規定は、第二項のあつせんについて準用する。この場合において、第九条第一項中「委員」とあるのは「あつせん員候補者」と、同条第二項中「委員」とあるのは「あつせん員又はあつせん員候補者」と、「当然失職する」とあるのは「その地位を失う」と、第十二条から第十五条までの規定中「あつせん委員」とあり、並びに第十二条第一項、第十八条及び第十九条中「委員会」とあるのは「あつせん員」と、第十二条第一項中「委員の」とあるのは「あつせん員候補者名簿に記載されている者の」と、「会長」とあるのは「当該あつせん員候補者名簿を作成した地方運輸局長</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第二十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「紛争調整委員会にあつせんを行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会にあつせんを委任する」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行うあつせんについては、第六条から第十九条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 前項のあつせんの事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によつて行う。この場合において、当該あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。</p> <p>4 第十二条第二項、第十三条及び第十五条から第十九条までの規定は、第二項のあつせんについて準用する。この場合において、第十七条及び第十八条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、同条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同条及び第十九条中「厚生労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつせん」とあるのは「あつせん」と読み替えるものとする。</p>
--	---

(運輸監理部長を含む。)」と、第十四条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該あつせん員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第十七条中「委員会は」とあるのは「あつせん員は」と、「当該委員会に係属している」とあるのは「当該あつせん員が取り扱っている」と、第十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、同条及び第十九条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

5
(略)

5
(略)

改 正 案	現 行
<p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。</p> <p>五 二十九（略）</p> <p>第三十三条の二 第五条第二十六号の文 <u>教</u>研修施設の名称、位置及び内 部組織は、海上保安庁令で定める。</p>	<p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 海難の調査（<u>海難審判庁</u>の行うものを除く。）に関すること。</p> <p>五 二十九（略）</p> <p>第三十三条の二 第五条第二十五号の文 <u>教</u>研修施設の名称、位置及び内 部組織は、海上保安庁令で定める。</p>

改 正 案

現 行

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

省	国土交通省	(略)
委員会	運輸安全委員会	(略)
庁	観光庁 気象庁 海上保安庁	(略)

省	国土交通省	(略)
委員会	船員労働委員会	(略)
庁	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	(略)

別表第二（第七条関係）

別表第二（第七条関係）

公安調査庁 国税庁 社会保険庁 特許庁 気象庁 海上保安庁
--

公安調査庁 国税庁 社会保険庁 特許庁 気象庁 海上保安庁 海難審判庁

改 正 案

現 行

（労働組合法との関係等）
第三条（略）

（労働組合法との関係等）
第三条（略）

2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した六人の委員全員により構成する審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

3（略）

3（略）

（特定独立行政法人等担当委員）

（特定独立行政法人等担当委員）

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する六人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する六人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「

特定独立行政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

特定独立行政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（免許の取消し等）</p> <p>第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（免許の取消し等）</p> <p>第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。</p> <p>一〇三（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（試験の執行） 第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、<u>観光庁長官</u>が行う。</p> <p>（試験事務の代行） 第十一条 <u>観光庁長官</u>は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 <u>観光庁長官</u>は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、<u>観光庁長官</u>は、試験事務を行わないものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（試験事務規程） 第十二条 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、<u>観光庁長官</u>の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>観光庁長官</u>は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>（試験委員） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、<u>観光庁長官</u>にその旨を届け出なければならない。試験委員に</p>	<p>（試験の執行） 第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、<u>国土交通大臣</u>が行う。</p> <p>（試験事務の代行） 第十一条 <u>国土交通大臣</u>は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 <u>国土交通大臣</u>は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、<u>国土交通大臣</u>は、試験事務を行わないものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（試験事務規程） 第十二条 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、<u>国土交通大臣</u>の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>国土交通大臣</u>は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>（試験委員） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、<u>国土交通大臣</u>にその旨を届け出なければならない。試験委員に</p>
---	--

変更があつたときも、同様とする。

4 観光庁長官は、試験委員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

（不正受験者の処分）

第十五条 観光庁長官は、不正な手段により通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2 観光庁長官は、前項の者に対しては、三年以内において期間を定め、試験を受けさせないことができる。

3 機構は、試験事務の実施に関し第一項に規定する観光庁長官の職権を行うことができる。

（機構がした処分に係る審査請求）

第十六条 機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、観光庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（知識及び能力の維持向上）

第三十二条（略）

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（通訳案内士の団体）

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光

に変更があつたときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、試験委員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

（不正受験者の処分）

第十五条 国土交通大臣は、不正な手段により通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2 国土交通大臣は、前項の者に対しては、三年以内において期間を定め、試験を受けさせないことができる。

3 機構は、試験事務の実施に関し第一項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

（機構がした処分に係る審査請求）

第十六条 機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（知識及び能力の維持向上）

第三十二条（略）

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（通訳案内士の団体）

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、国土

庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければなら
ない。

2
(略)

3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があると
きは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は
助言若しくは勧告をすることができる。

交通大臣に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければなら
ない。

2
(略)

3 国土交通大臣は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要がある
ときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又
は助言若しくは勧告をすることができる。

改 正 案	現 行
<p>（ホテルの登録）</p> <p>第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二十条の規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。</p> <p>（料金及び宿泊約款）</p> <p>第十一条 登録ホテル業を営む者は、宿泊料金その他国土交通省令で定める業務に関する料金及び宿泊約款を定め、実施前に、観光庁長官に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 観光庁長官は、前項の料金又は宿泊約款が外客接遇上不相当であり、特に必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、その変更を指示することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（施設の維持等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 観光庁長官又は都道府県知事は、登録ホテルの施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号の基準に適合していないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行ったときは、その旨及び当該指示の内容を観光庁長官に通知しなければならない。</p> <p>（遵守事項等）</p>	<p>（ホテルの登録）</p> <p>第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。</p> <p>（料金及び宿泊約款）</p> <p>第十一条 登録ホテル業を営む者は、宿泊料金その他国土交通省令で定める業務に関する料金及び宿泊約款を定め、実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の料金又は宿泊約款が外客接遇上不相当であり、特に必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、その変更を指示することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（施設の維持等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録ホテルの施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号の基準に適合していないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行ったときは、その旨及び当該指示の内容を国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>（遵守事項等）</p>

第十三条 (略)

2 観光庁長官又は都道府県知事は、登録ホテル業を営む者が前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないため外客の利便が確保されていないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、登録ホテルの施設の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行つたときは、その旨及び当該指示の内容を観光庁長官に通知しなければならない。

4 (略)

(登録の取消し)

第十六条 (略)

2 観光庁長官は、登録ホテル業を営む者がこの法律、この法律に基づく命令又は第十一条第二項、第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による指示に違反したときは、当該登録ホテルについて登録をした登録実施機関に対し、その理由を示して、その登録を取り消すべきことを命ずることができる。

3・4 (略)

(登録実施機関の登録の要件等)

第二十条 観光庁長官は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

2 観光庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録をしてはならない。

一〜三 (略)

3 (略)

第十三条 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録ホテル業を営む者が前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないため外客の利便が確保されていないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、登録ホテルの施設の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行つたときは、その旨及び当該指示の内容を国土交通大臣に通知しなければならない。

4 (略)

(登録の取消し)

第十六条 (略)

2 国土交通大臣は、登録ホテル業を営む者がこの法律、この法律に基づく命令又は第十一条第二項、第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による指示に違反したときは、当該登録ホテルについて登録をした登録実施機関に対し、その理由を示して、その登録を取り消すべきことを命ずることができる。

3・4 (略)

(登録実施機関の登録の要件等)

第二十条 国土交通大臣は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録をしてはならない。

一〜三 (略)

3 (略)

(登録実施機関の登録の公示等)

第二十二條 観光庁長官は、登録実施機関の登録をしたときは、第二十二條第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録実施機関は、第二十二條第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録実施事務規程)

第二十四條 登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関する事項について登録実施事務規程を定め、登録実施事務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(適合命令)

第二十六條 観光庁長官は、登録実施機関が第二十二條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十七條 観光庁長官は、登録実施機関が第二十三條の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の公示等)

第二十二條 国土交通大臣は、登録実施機関の登録をしたときは、第二十二條第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録実施機関は、第二十二條第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録実施事務規程)

第二十四條 登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関する事項について登録実施事務規程を定め、登録実施事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(適合命令)

第二十六條 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十二條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十七條 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十三條の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施事務の休廃止)

第二十八条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 (略)

(登録実施機関の登録の取消し等)

第三十条 観光庁長官は、登録実施機関が第二十条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録実施機関の登録を取り消さなければならない。

2 観光庁長官は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一(五) (略)

3 観光庁長官は、第一項若しくは前項の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(観光庁長官による登録実施事務の実施)

第三十一条 観光庁長官は、登録実施機関の登録を受けた者がいないとき、第二十八条第一項の規定による登録実施事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施機関に対し登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録実施機関が天災その他の事由により登録実施事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録実施事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官は、前項の規定により登録実施事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録実施事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録実施事務の休廃止)

第二十八条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(登録実施機関の登録の取消し等)

第三十条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録実施機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一(五) (略)

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録実施事務の実施)

第三十一条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けた者がいないとき、第二十八条第一項の規定による登録実施事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施機関に対し登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録実施機関が天災その他の事由により登録実施事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録実施事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録実施事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている登録実施事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 観光庁長官が、第一項の規定により登録実施事務を行う場合における登録実施事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

第三十三条 観光庁長官は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル又は登録旅館（以下「登録ホテル等」という。）の施設又は経営の改善に関し勧告することができる。

2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該登録ホテル業等を営む者に対し、当該登録ホテル等の施設又は経営の改善に要する資金をあつせんするものとする。

(情報の提供)

第三十四条 観光庁長官は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等その他の外客宿泊施設に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 観光庁長官は、登録実施機関の登録を受けている法人が次に規定する事業（以下「情報提供事業」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関（以下「情報提供機関」という。）として指定することができる。

(情報提供事業実施規程)

第三十八条 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供の方法その他国土交通省令で定める事項について情報提供事

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録実施事務を行う場合における登録実施事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

第三十三条 国土交通大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル又は登録旅館（以下「登録ホテル等」という。）の施設又は経営の改善に関し勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該登録ホテル業等を営む者に対し、当該登録ホテル等の施設又は経営の改善に要する資金をあつせんするものとする。

(情報の提供)

第三十四条 国土交通大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等その他の外客宿泊施設に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けている法人が次に規定する事業（以下「情報提供事業」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関（以下「情報提供機関」という。）として指定することができる。

(情報提供事業実施規程)

第三十八条 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供の方法その他国土交通省令で定める事項について情報提供事

業実施規程を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可の申請に係る情報提供事業実施規程が、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供を適正かつ確実に行うために必要な事項に関し観光庁長官が定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 観光庁長官は、第一項の認可をした情報提供事業実施規程が情報提供事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、情報提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十八条の二 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に観光庁長官に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の三 観光庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十九条 観光庁長官は、情報提供機関の指定を受けている法人が第三十条第一項又は第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 観光庁長官は、情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するとき

業実施規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る情報提供事業実施規程が、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供を適正かつ確実に行うために必要な事項に関し国土交通大臣が定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした情報提供事業実施規程が情報提供事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、情報提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十八条の二 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十九条 国土交通大臣は、情報提供機関の指定を受けている法人が第三十条第一項又は第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、情報提供機関が次の各号のいずれかに該当すると

は、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〇五 (略)

3 観光庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定法人)

第四十一条 観光庁長官は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 (略)

(改善命令)

第四十二条 観光庁長官は、指定法人の前条第二項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第四十三条 観光庁長官は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び検査)

第四十四条 観光庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、登録ホテル業等を営む者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 観光庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機

きは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〇五 (略)

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定法人)

第四十一条 国土交通大臣は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 (略)

(改善命令)

第四十二条 国土交通大臣は、指定法人の前条第二項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第四十三条 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び検査)

第四十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、登録ホテル業等を営む者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施

関、情報提供機関又は指定法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 観光庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ホテル等に立ち入り、ホテル又は旅館の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 観光庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録実施機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(手数料)

第四十五条 第三十一条第一項の規定により観光庁長官が行うホテル又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数を国に納めなければならない。

機関、情報提供機関又は指定法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ホテル等に立ち入り、ホテル又は旅館の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録実施機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(手数料)

第四十五条 第三十一条第一項の規定により国土交通大臣が行うホテル又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数を国に納めなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（登録）</p> <p>第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、<u>観光庁長官</u>の行う登録を受けなければならない。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>観光庁長官</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 一六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録の実施）</p> <p>第五条 <u>観光庁長官</u>は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 一二 （略）</p> <p>2 <u>観光庁長官</u>は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 <u>観光庁長官</u>は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>2 <u>観光庁長官</u>は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>	<p>（登録）</p> <p>第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、<u>国土交通大臣</u>の行う登録を受けなければならない。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>国土交通大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>一 一六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録の実施）</p> <p>第五条 <u>国土交通大臣</u>は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 一二 （略）</p> <p>2 <u>国土交通大臣</u>は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 <u>国土交通大臣</u>は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>2 <u>国土交通大臣</u>は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>

(有効期間の更新の登録)

第六条の三 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2～4 (略)

(変更登録等)

第六条の四 旅行業の登録を受けた者(以下「旅行者」という。)は、第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

2 (略)

3 旅行者又は旅行者代理業者(旅行者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号(旅行者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで)に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第十九条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿に登録しなければならない。

(営業保証金の供託)

第七条 (略)

2 旅行者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(有効期間の更新の登録)

第六条の三 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2～4 (略)

(変更登録等)

第六条の四 旅行業の登録を受けた者(以下「旅行者」という。)は、第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2 (略)

3 旅行者又は旅行者代理業者(旅行者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号(旅行者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで)に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、第十九条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿に登録しなければならない。

(営業保証金の供託)

第七条 (略)

2 旅行者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

4 観光庁長官は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内に旅行者が第二項の届出をしないときは、その定める七日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。

5 観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行者が第二項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。

(取引額の報告)

第十条 旅行者は、毎事業年度終了後百日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を観光庁長官に報告しなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。

2 (略)

3 観光庁長官は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。

4 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があつたときは、観光庁長官は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 旅行者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければ

4 国土交通大臣は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内に旅行者が第二項の届出をしないときは、その定める七日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行者が第二項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。

(取引額の報告)

第十条 旅行者は、毎事業年度終了後百日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を国土交通大臣に報告しなければならない。

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について国土交通大臣が行う。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が第一項の知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者又は国土交通省令で定める資格を有する者について、旅行業務取扱管理者試験の一部を免除することができる。

4 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に係る者について、その受験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 (略)

(旅行業約款)

第十二条の二 旅行者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければ

ならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(標準旅行業約款)

第十二条の三 観光庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、旅行者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)を行う者として旅行者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が実施する旅程管理業務に関する研修(以下「旅程管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

2 (略)

(登録基準等)

第十二条の十四 観光庁長官は、第十二条の十二の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは

ばならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(標準旅行業約款)

第十二条の三 国土交通大臣が標準旅行業約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、旅行者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)を行う者として旅行者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が実施する旅程管理業務に関する研修(以下「旅程管理研修」という。)の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならない。

2 (略)

(登録基準等)

第十二条の十四 国土交通大臣は、第十二条の十二の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは

、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2
(略)

(登録事項の変更の届出)

第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2
(略)

(業務の休廃止)

第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(適合命令)

第十二条の二十一 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十二条の二十二 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十六の規

は、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2
(略)

(登録事項の変更の届出)

第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2
(略)

(業務の休廃止)

第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第十二条の二十一 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十二条の二十二 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十六の規

定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(報告の徴収)

第十二条の二十五 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十二条の二十六 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(観光庁長官による研修業務の実施)

第十二条の二十七 観光庁長官は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十二条の十九の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困

規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 国土交通大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(報告の徴収)

第十二条の二十五 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十二条の二十六 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(国土交通大臣による研修業務の実施)

第十二条の二十七 国土交通大臣は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十二条の十九の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困

難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第十二条の二十八 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

(旅行業者代理業者の旅行业務等)

第十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 観光庁長官は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行业であるとして誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

5 (略)

(事業の廃止等)

第十五条 旅行業者等は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2 旅行業者等たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行業者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 (略)

困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(公示)

第十二条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

(旅行業者代理業者の旅行业務等)

第十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行业であるとして誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

5 (略)

(事業の廃止等)

第十五条 旅行業者等は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 旅行業者等たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 旅行業者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(営業保証金についての権利の承継等)

第十六条 旅行者が死亡し、旅行者たる法人が合併により消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は旅行者がその事業の全部を譲渡したため、第二十条の規定による登録の抹消があつた場合において、その日から六月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、かつ、旅行者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨の届出を観光庁長官にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行者となつた者が第七条第一項の規定により供託した営業保証金とみなす。

2 〃 4 (略)

(営業保証金の不足額の供託等)

第十八条 (略)

2 旅行者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(業務改善命令)

第十八条の三 観光庁長官は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 〃 六 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 観光庁長官は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは

(営業保証金についての権利の承継等)

第十六条 旅行者が死亡し、旅行者たる法人が合併により消滅し、若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、又は旅行者がその事業の全部を譲渡したため、第二十条の規定による登録の抹消があつた場合において、その日から六月以内に、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、かつ、旅行者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨の届出を国土交通大臣にしたときは、その営業保証金は、新たに旅行者となつた者が第七条第一項の規定により供託した営業保証金とみなす。

2 〃 4 (略)

(営業保証金の不足額の供託等)

第十八条 (略)

2 旅行者は、前項の規定により営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(業務改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 〃 六 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、旅行者等が次の各号の一に該当するときは

、六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一〇三 (略)

2 観光庁長官は、旅行者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 (略)

(登録の抹消等)

第二十条 観光庁長官は、登録の有効期間（第六条の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第七条第五項（第八条第三項又は第九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、第十五条の規定による届出があつたとき、又は第十五条の二若しくは第十八条第三項（第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたときは、当該旅行業又は旅行者代理業の登録を抹消しなければならない。

2 観光庁長官は、第十五条第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行者代理業の登録を抹消することができる。

3・4 (略)

(旅行者登録簿等の閲覧)

第二十一条 観光庁長官は、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 (略)

は、六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一〇三 (略)

2 国土交通大臣は、旅行者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 (略)

(登録の抹消等)

第二十条 国土交通大臣は、登録の有効期間（第六条の三第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第七条第五項（第八条第三項又は第九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、第十五条の規定による届出があつたとき、又は第十五条の二若しくは第十八条第三項（第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録が効力を失つたときは、当該旅行業又は旅行者代理業の登録を抹消しなければならない。

2 国土交通大臣は、第十五条第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行者代理業の登録を抹消することができる。

3・4 (略)

(旅行者登録簿等の閲覧)

第二十一条 国土交通大臣は、旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第十二条の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(指定)

第二十二條の二 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一五 (略)

2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「旅行業協会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに第十二条の九第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。

3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第二十二條の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければならない。

(弁済業務保証金の還付)

第二十二條の九 保証社員（次条第一項の規定により弁済業務保証金分担当を納付した社員をいう。以下同じ。）又は当該保証社員を所属旅

2 (略)

3 第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(指定)

第二十二條の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者（以下「旅行業協会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに第十二条の九第一項の国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。

3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(社員の加入及び脱退の報告)

第二十二條の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(弁済業務保証金の還付)

第二十二條の九 保証社員（次条第一項の規定により弁済業務保証金分担当を納付した社員をいう。以下同じ。）又は当該保証社員を所属旅

行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、観光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内（当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内）において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2 5 6 (略)

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第二十二條の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條の二第一項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行業者 前条第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日の一箇月前の日

2 5 4 (略)

(弁済業務保証金準備金)

第二十二條の十三 (略)

2 5 6 (略)

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、観光庁長官の認可を受けて、第二十二條の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

(営業保証金の供託の免除)

第二十二條の十四 保証社員は、第二十二條の九第一項の観光庁長官の

行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内（当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二條の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内）において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2 5 6 (略)

(弁済業務保証金分担金の納付等)

第二十二條の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條の二第一項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行業者 前条第一項の国土交通大臣の指定する弁済業務開始日の一箇月前の日

2 5 4 (略)

(弁済業務保証金準備金)

第二十二條の十三 (略)

2 5 6 (略)

7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十二條の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。

(営業保証金の供託の免除)

第二十二條の十四 保証社員は、第二十二條の九第一項の国土交通大臣

指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

(弁済業務規約の認可)

第二十二條の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一七七 (略)

2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二條の十八 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第二十二條の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 旅行業協会は、毎事業年度経過後三箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、観光庁長官に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第二十二條の十九 旅行業協会の役員を選任及び解任は、観光庁長官の認可を受けなければならない。

2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第二十二條の二第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ず

の指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供託することを要しない。

(弁済業務規約の認可)

第二十二條の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一七七 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二條の十八 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第二十二條の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 旅行業協会は、毎事業年度経過後三箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第二十二條の十九 旅行業協会の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十二條の十七第一項の規定により認可を受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任により旅行業協会が第二十二條の二第一項第五号に掲げる要件に適合しなくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命

ることができる。

(監督命令)

第二十二條の二十 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十二條の二十一 観光庁長官は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第二十二條の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 三 (略)

2 観光庁長官は、第二十二條の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二條の二十三 観光庁長官は、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会（以下「旧協会」という。）の保証社員であつた旅行者のうち前条第二項において準用する第十八條第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十條第一項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。

2 七 (略)

(意見の聴取)

第二十三條 観光庁長官は、第六條第一項（第六條の三第二項又は第六條の四第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行者等又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開により意見を聴取しなければならない。

2 前項の場合においては、観光庁長官は、意見の聴取の期日の一週間

ずることができる。

(監督命令)

第二十二條の二十 国土交通大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十二條の二十一 国土交通大臣は、旅行業協会が次の各号の一に該当するときは、第二十二條の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 三 (略)

2 国土交通大臣は、第二十二條の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等の場合の弁済業務)

第二十二條の二十三 国土交通大臣は、第二十二條の二第一項の指定を取り消され、又は解散した旅行業協会（以下「旧協会」という。）の保証社員であつた旅行者のうち前条第二項において準用する第十八條第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十條第一項の規定により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。

2 七 (略)

(意見の聴取)

第二十三條 国土交通大臣は、第六條第一項（第六條の三第二項又は第六條の四第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該旅行者等又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開により意見を聴取しなければならない。

2 前項の場合においては、国土交通大臣は、意見の聴取の期日の一週

前までに、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を当該旅行者等に通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 観光庁長官は、第一項の場合において、当該旅行者等の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行者等若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第六条第一項の規定による処分をすることができる。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 観光庁長官は、第十八条の三(第一号を除く。)の規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 観光庁長官は、第十八条の三又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(都道府県が処理する事務)

第二十四条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(団体の届出)

第二十五条 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅

間前までに、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を当該旅行者等に通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の場合において、当該旅行者等の所在が不明であるため前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該旅行者等若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第六条第一項の規定による処分をすることができる。

(聴聞の特例)

第二十三条の二 国土交通大臣は、第十八条の三(第一号を除く。)の規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、第十八条の三又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

(都道府県が処理する事務)

第二十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(団体の届出)

第二十五条 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅

行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を観光庁長官に届け出なければならない。

(試験事務の代行)

第二十五条の二 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3・4 (略)

5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

6 観光庁長官は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第二項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員であつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。

7 10 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行業者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第

行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験事務の代行)

第二十五条の二 国土交通大臣は、申請により、旅行業協会に第十一条の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 旅行業協会は、前項の規定により試験事務を行おうとするときは、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3・4 (略)

5 旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第二項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員であつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。

7 10 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十六条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、旅行業者等、第十二条の十一第一項の登録を受けた者、旅行業協会又は第二十五条の団体に、国土交通省令で定める手続に従い、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一

一 項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3
・
4
(略)

第一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3
・
4
(略)

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 一十六（略）

一 一十六（略）

十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員

十七 一二十三（略）

十七 一二十三（略）

二十四 削除

二十四 航空・鉄道事故調査委員会委員長

二十五 一三十九（略）

二十五 一三十九（略）

四十 削除

四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員

四十一 一五十（略）

四十一 一五十（略）

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

五十一 一六十七（略）

五十一 一六十七（略）

六十八 削除

六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員

六十九 一七十五（略）

六十九 一七十五（略）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官	一、二三五、〇〇〇円

官職名	俸給月額
(略)	(略)
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官	一、二三五、〇〇〇円

<p>公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>(略)</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員</p>
	<p>(略)</p>	<p>一、〇六六、〇〇〇円</p>	<p>九四一、〇〇〇円</p>

<p>公害等調整委員会委員長 侍従長</p>	<p>(略)</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 東宮大夫</p>	<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員</p>
	<p>(略)</p>	<p>一、〇六六、〇〇〇円</p>	<p>九四一、〇〇〇円</p>

国地方係争処理委員会の常勤の委員
電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の委員
宇宙開発委員会の常勤の委員
労働保険審査会の常勤の委員
社会保険審査会委員
運輸審議会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

国地方係争処理委員会の常勤の委員
電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の委員
宇宙開発委員会の常勤の委員
労働保険審査会の常勤の委員
社会保険審査会委員
運輸審議会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

改 正 案

現 行

<p>（海技免許を与えない場合） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。 一 （略） 二 海難審判法（昭和二十二年法律第三百二十五号）<u>第三条</u>の<u>判決</u>により海技免許、<u>第二十三条</u>第一項の承認又は<u>第二十三条</u>の二の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者 三 （略）</p>	<p>（海技免許を与えない場合） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。 一 （略） 二 海難審判法（昭和二十二年法律第三百二十五号）<u>第四条</u><u>第二項</u>の<u>判決</u>により海技免許、<u>第二十三条</u>第一項の承認又は<u>第二十三条</u>の二の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者 三 （略）</p>
<p>2 第十条第一項若しくは<u>第二十三条</u>の七第一項の規定又は海難審判法<u>第三条</u>の<u>判決</u>により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停止の期間中は、海技免許を与えない。 （海技免許の取消し等） 第十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するとき は、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略）</p>	<p>2 第十条第一項若しくは<u>第二十三条</u>の七第一項の規定又は海難審判法<u>第四条</u><u>第二項</u>の<u>判決</u>により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停止の期間中は、海技免許を与えない。 （海技免許の取消し等） 第十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するとき は、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。 一・二 （略） 2・3 （略）</p>
<p>（操縦免許の取消し等） 第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること（<u>第二号</u>にあ</p>	<p>（操縦免許の取消し等） 第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること（<u>第二号</u>にあ</p>

つては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一 三 (略)
2 (略)

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第四条の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者
- 三・四 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第四条の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者
- 三・四 (略)

つては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一 三 (略)
2 (略)

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第五条の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者
- 三・四 (略)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第五条の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者
- 三・四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（航空法等の適用除外） 第七七条（略） 2～6（略）</p> <p>7 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五條の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二條第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。</p> <p>8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を運輸安全委員会に提供するものとする。</p>	<p>（航空法等の適用除外） 第七七条（略） 2～6（略）</p> <p>7 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第三條の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二條の二第三項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。</p> <p>8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。</p>

改正案		現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	
	一〇三十一（略）	一〇三十一（略）		一〇三十一（略）
	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）（略）</p> <p>〔一〇三七〕（略）</p> <p>〔一〇三九〕 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項（登録）の海事補佐人の登録</p> <p>〔一〇四一〕〔一〇四三〕（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>		<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
三十三〇百五十八（略）	三十三〇百五十八（略）	三十三〇百五十八（略）	三十三〇百五十八（略）	

改 正 案

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関 又は法人	事務
一〇百三（略）	（略）
百四 観光庁	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 観光庁又は旅行業法第二十二條の第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 観光庁	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八〇百二十一（略）	（略）

現 行

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関 又は法人	事務
一〇百三（略）	（略）
百四 国土交通省	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 国土交通省又は旅行業法第二十二條の第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 国土交通省	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八〇百二十一（略）	（略）

改 正 案

現 行

<p>(認定)</p> <p>第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の観光庁長官の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(認定)</p> <p>第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の国土交通大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p>
<p>第五条 観光庁長官は、前条の規定による認定の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 観光庁長官は、二以上の市町村から共同して前条第一項の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体として国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められるときは、当該市町村を一体として同項の認定をすることができる。</p> <p>(認定の公示等)</p> <p>第六条 観光庁長官は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>2 第四条第一項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項に国土交通省令で定める変更があったときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。</p>	<p>第五条 国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、二以上の市町村から共同して前条第一項の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体として国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められるときは、当該市町村を一体として同項の認定をすることができる。</p> <p>(認定の公示等)</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>2 第四条第一項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項に国土交通省令で定める変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p>

<p>(認定の取消し等)</p> <p>第七条 観光庁長官は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国等の援助等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>	<p>(認定の取消し等)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国等の援助等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、国土交通大臣、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>
---	--

改正案

現行

<p>（外国語等による情報の提供の促進）</p> <p>第十九条 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（外国語等による情報の提供の促進）</p> <p>第十九条 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>（情報提供促進措置を講ずべき区間の指定）</p> <p>第二十条 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。</p>	<p>（情報提供促進措置を講ずべき区間の指定）</p> <p>第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>（情報提供促進措置の実施）</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを観光庁長官に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>（情報提供促進措置の実施）</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第二十二條 観光庁長官は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。

2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(地域限定通訳案内士試験)

第二十六條 (略)

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

(通訳案内士法の準用)

第三十六條 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客来訪促進法」という。）第二十八条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第二十二條 国土交通大臣は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(地域限定通訳案内士試験)

第二十六條 (略)

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。

(通訳案内士法の準用)

第三十六條 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客来訪促進法」という。）第二十八条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験

委員」と、同条第四項中「この法律（この法律）」とあるのは「外客来訪促進法（外客来訪促進法）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(関係者の協力)

第四十条 国土交通大臣、観光庁長官、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第四十一条 この法律に規定する国土交通大臣及び観光庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

験委員」と、同条第四項中「この法律（この法律）」とあるのは「外客来訪促進法（外客来訪促進法）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(関係者の協力)

第四十条 国土交通大臣、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第四十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

改 正 案

現 行

（情報通信技術利用法の適用）

（情報通信技術利用法の適用）

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二條第三項（第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三條第二項（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三條第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五條第三項の規定による申請、第二十九條第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による縦覧、第三十一條第二項の規定による申請、第三十四條第三項の規定による申請並びに第四十三條第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九條第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二條第三項（第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三條第二項（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三條第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五條第三項の規定による申請、第二十九條第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による縦覧、第三十一條第二項の規定による申請、第三十四條第三項の規定による申請並びに第四十三條第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九條第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

2 前条第三項の規定による縦覧について情報通信技術利用法第十二條の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府

2 前条第三項の規定による縦覧について情報通信技術利用法第十二條の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内

又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。</p> <p>七 労働関係の調整に関すること。</p> <p>八 百十一（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。</p> <p>七 労働関係の調整に関すること。</p> <p>八 百十一（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（運輸安全委員会設置法の一部改正） 第四百二十四条 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。 第十九条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p>	<p>（航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正） 第四百二十四条 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。 第十五条の二第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p>

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>